

用途地域の指定について

□目的

本市では、「無秩序な土地利用の防止と居住や産業等を適切に誘導し、持続可能でコンパクトなまちづくり」を目指すため、用途地域の指定を行います。

□決定する内容

◎用途地域の決定（市決定）

計4地区（約272ha）に対し、「住居系」「商業系」「工業系」の地域を指定します。（図1）

◎用途地域指定に伴う、周辺地域の建築物形態規制区分変更（県決定）

（例）建ぺい率の変更

現状 60～70% → 今後 60%

※建ぺい率とは、敷地面積に対する、建築面積の割合です。

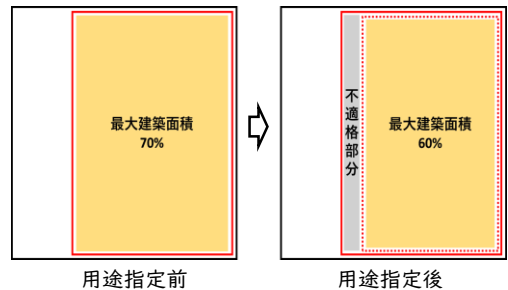
□市民の皆様への影響について

- ・建ぺい率等各種制限に合わない場合、既存不適格建築物となります。
- ・既存不適格建築物でも今まで通り使用できますが、新たに建築行為を行う場合は、新しい制限に適した建築が必要になります。

< 既存不適格の例 >

□決定の告示時期

令和8年10月2日（金）（告示予定）



□用途地域を指定する区域

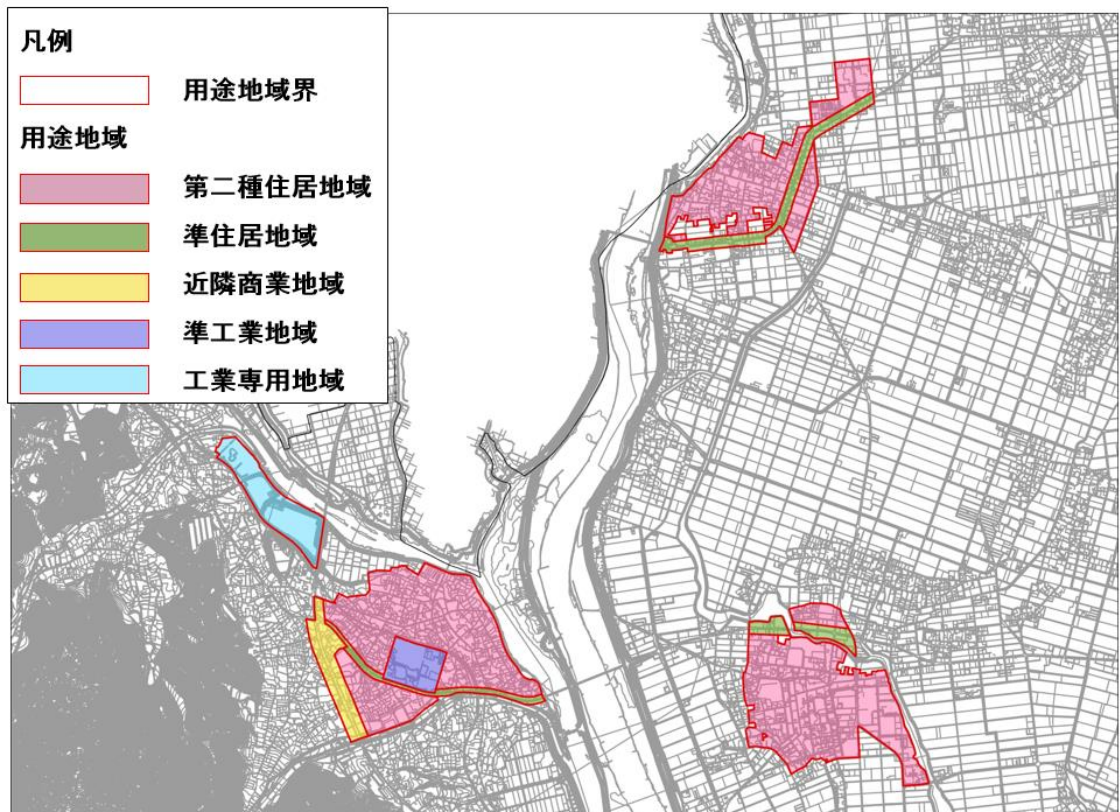


図1 指定する位置図